

施設及びシミュレータの貸出規約

信州大学医学部附属病院（以下、信大病院）先端医療教育研修センター（以下、センター）施設及びシミュレータの貸出方法については、以下のように定める。

1. 施設及びシミュレータの設置場所

（１）信大病院先端医療教育研修センター（長野県松本旭町庁舎 3 階）

（２）連絡先

電話・FAX 0263-37-2556（直通） 内線 6386

メール iryo-kenshu@shinshu-u.ac.jp

2. 貸出対象者等

（１）施設

ア 原則、信州大学教職員に貸出すものであるが、その他、センター長が認める者は可とする

イ 利用目的は、原則として、信州大学教職員が主催する研修等とする

ウ 貸出は、原則 8：30～20：00 とする

但し、月～金曜日の 17：00 以降および休日・祝祭日はスタッフ不在のため、事前に利用方法の説明を受けること

エ 貸出は、原則、シミュレーションルーム、デイルーム、カンファレンス室、362、363、364、365、366、368、369、370 および 371 号室とする

（２）シミュレータ

ア 信州大学教職員、県内医療機関等の職員、その他、センター長が認める者に貸出すものとする

イ 施設内での使用は、原則 8：30～20：00 とする

但し、月～金曜日の 17：00 以降および休日・祝祭日はスタッフ不在のため、事前に使用方法の説明を受けること

3. 施設貸出手順

ア 電話予約

・利用する施設について、電話（上記）で予約すること

・受付時間：月～金（祝祭日等を除く）9：00～16：00

・他施設の職員が利用する際、その者が初めて利用する場合は、事前に来院し施設の利用方法について説明を受けること

イ 申請書の提出

・他施設の職員が利用する際は、様式 1 「施設・シミュレータ使用申請書」に

記載の上、FAXまたは電子メール（上記）にて、あるいは利用当日に提出すること

ウ 利用開始

- ・施設の使い方について、説明を受けること
- ・会場準備等は、利用者がおこなうこと

エ 利用終了

- ・会場は研修前の状態に戻し、整理整頓の上、退出すること
- ・他施設の職員が利用した際は、様式2「施設・シミュレータ使用報告書」を当日提出すること

4. シミュレータ貸出・返却手順

ア 電話予約

- ・使用するシミュレータについて、電話（上記）で予約すること
- ・受付時間：月～金（祝祭日等を除く）9：00～16：00
- ・貸出可能シミュレータは、ホームページ上の機器一覧を参照すること
なお、シミュレータ使用規約にある高機能シミュレータは、他施設の職員への貸出は原則不可とする

イ 申請書の提出

- ・他施設の職員が使用する際は、様式1「施設・シミュレータ使用申請書」に記載の上、FAXまたは電子メール（上記）にて、あるいは使用当日に提出すること

ウ シミュレータ貸出

- ・貸出す際、使用者はセンター内で受け取り、全てのシミュレータについて、チェックリストで確認すること（自施設の職員は、様式3「物品貸出用紙」および様式4「高機能シミュレータ貸出チェックリスト」、他施設の職員は、様式1「施設・シミュレータ使用申請書」により確認すること）
- ・シミュレータの使用方法は、事前にセンタースタッフから説明を受けること
- ・使用説明書等で確認してから使用すること

エ シミュレータ返却

- ・他施設の職員が使用した際は、様式2「施設・シミュレータ使用報告書」を返却時提出すること
- ・返却の際、全てのシミュレータについてチェックリストで確認すること（自施設の職員は、様式3「物品貸出用紙」および様式4「高機能シミュレータ貸出チェックリスト」、他施設の職員は、様式2「施設・シミュレータ使用報告書」により確認すること）
- ・センタースタッフは、シミュレータの破損の有無等のチェックを行い、破損があった場合は、使用者に連絡する

5. 施設およびシミュレータ貸出に伴う注意事項

- (1) 申請の目的以外には使用しないこと。また、他人へ転貸しは禁止する
- (2) シミュレータ使用方法に従い、シミュレータの保全に努めること
- (3) 破損した場合は、原則使用者が弁済責任を負うこと
- (4) 使用に伴い交換が必要となる消耗部品があるときは、使用者が費用を負担する、あるいは貸出前の状態にして返却すること
- (5) 貸出期間及び決められた時間内の返却を厳守すること
- (6) シミュレータの貸出期間は最長8日間とする。ただし、特例として、センター長が認める場合は延長可能とする
- (7) 実習・研修などに必要な医療材料（針、吸引カテーテル、手袋等）等は、使用者が準備すること

附則

- (1) この規約は、2023年（令和5年）6月16日から施行する
- (2) この規約は、2025年（令和7年）9月 1日から施行する